

紀美野町第2回定例会会議録

平成30年6月12日（火曜日）

○議事日程（第1号）

平成30年6月12日（火）午前9時03分開議

- | | | |
|-----|--------|--|
| 第 1 | | 会議録署名議員の指名について |
| 第 2 | | 会期の決定について |
| 第 3 | | 諸般の報告について |
| 第 4 | 議案第43号 | 専決処分の承認を求めることについて
(紀美野町税条例等の一部を改正する条例について) |
| 第 5 | 議案第44号 | 専決処分の承認を求めることについて
(紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について) |
| 第 6 | 議案第45号 | 紀美野町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について |
| 第 7 | 議案第46号 | 副町長の選任の同意について |
| 第 8 | 議案第47号 | 農業委員会委員の任命の同意について |
| 第 9 | 議案第48号 | 農業委員会委員の任命の同意について |
| 第10 | 議案第49号 | 農業委員会委員の任命の同意について |
| 第11 | 議案第50号 | 農業委員会委員の任命の同意について |
| 第12 | 議案第51号 | 農業委員会委員の任命の同意について |
| 第13 | 議案第52号 | 農業委員会委員の任命の同意について |
| 第14 | 議案第53号 | 農業委員会委員の任命の同意について |
| 第15 | 議案第54号 | 農業委員会委員の任命の同意について |
| 第16 | 議案第55号 | 農業委員会委員の任命の同意について |
| 第17 | 議案第56号 | 農業委員会委員の任命の同意について |
| 第18 | 議案第57号 | 農業委員会委員の任命の同意について |
| 第19 | 議案第58号 | 農業委員会委員の任命の同意について |
| 第20 | 議案第59号 | 農業委員会委員の任命の同意について |
| 第21 | 議案第60号 | 農業委員会委員の任命の同意について |
| 第22 | 議案第61号 | 平成30年度紀美野町一般会計補正予算（第1号）について |

- 第 2 3 議案第 6 2 号 平成 3 0 年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 2 4 議案第 6 3 号 平成 3 0 年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 2 5 議案第 6 4 号 平成 3 0 年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 2 6 議案第 6 5 号 平成 3 0 年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 2 7 議案第 6 6 号 平成 3 0 年度紀美野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 2 8 議案第 6 7 号 平成 3 0 年度紀美野町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 2 9 議案第 6 8 号 平成 3 0 年度紀美野町上水道事業会計補正予算（第 1 号）について
-

○会議に付した事件

日程第 1 から日程第 2 9 まで

○議員定数 1 2 名

○出席議員

議席番号	氏 名
1 番	南 昭 和 君
3 番	七良浴 光 君
4 番	町 田 富枝子 君
5 番	田 代 哲 郎 君
6 番	西 口 優 君
7 番	北 道 勝 彦 君
8 番	向井中 洋 二 君
9 番	伊 都 堅 仁 君
1 0 番	小 椋 孝 一 君

1 1 番 美 濃 良 和 君

1 2 番 美 野 勝 男 君

○欠席議員

2 番 上 柏 皖 亮 君

○説明のため出席したもの

職 名	氏 名
副 町 長	小 川 裕 康 君
教 育 長	橋 戸 常 年 君
消 防 長	家 本 宏 君
総 務 課 長	細 峪 康 則 君
企画管財課長	坂 詳 吾 君
住 民 課 長	仲 岡 みち子 君
税 務 課 長	中 谷 昌 弘 君
保健福祉課長	湯 上 ひとみ 君
産 業 課 長	米 田 和 弘 君
建 設 課 長	井 村 本 彦 君
教 育 次 長	曲 里 充 司 君
会 計 管 理 者	北 山 仁 君
水 道 課 長	山 本 訓 永 君
まちづくり課長	西 岡 靖 倫 君
美 里 支 所 長	(細 峪 康 則) 君
代表監査委員	菊 本 邦 夫 君

○欠席したもの

町 長 寺 本 光 嘉 君

○出席事務局職員

事 務 局 長 田 中 克 治 君
次 長 井戸向 朋 紀 君

開 会

○議長（美野勝男君） 皆様、おはようございます。

開会に先立ちまして、去る５月２３日に開催されました、和歌山県町村議会議長会第
７０回定期総会におきまして、自治功労者の表彰がありましたので、ここで伝達したい
と思います。

自治功労者表彰（町村議会議員として１１年以上在職者）田代哲郎君、前のほうにお
願いします。

表彰状、紀美野町、田代哲郎様。

あなたは多年議会議員として地方自治の振興を発展に寄与せられた功績は、まことに
顕著であります。よってここにこれを表彰します。

平成３０年５月２３日、和歌山県町村議会議長会会長、寺町 忠。

おめでとうございます。

表彰を受けられました田代議員には、今後とも御自愛の上、さらなる御活躍を心から
お祈り申し上げます。

以上をもちまして、伝達を終わります。

皆様、おはようございます。

上柏議員から欠席届が提出されていますので報告します。

それでは、規定の定足数に達しておりますので、ただいまから平成３０年第２回紀美
野町議会定例会を開会します。

（午前 ９時０３分）

○議長（美野勝男君） これから本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第１ 会議録署名議員の指名について

○議長（美野勝男君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第１２６条の規定によって、１番、南 昭和
君、３番、七良浴 光君を指名します。

◎日程第２ 会期の決定について

○議長（美野勝男君） 日程第２、会期の決定について議題とします。

議会運営委員長から審査結果の報告を願います。

議会運営委員長、伊都堅仁君。

(議会運営委員長 伊都堅仁君 登壇)

○議会運営委員長（伊都堅仁君） 6月12日本会議の委員長報告であります。

去る6月5日、議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果について御報告いたします。

会期は、本日から26日までの15日間とし、再開日は19日、20日、22日及び26日と決定しました。

議事日程につきましては、配付しております議事予定日程表のとおりであります。

次に、一般質問の通告は6月13日午後3時までといたします。

次に、総務文教常任委員会を6月14日午前9時30分から、産業建設常任委員会を6月15日午前9時30分から開催したいと思います。

次に、全員協議会を本日、本会議終了後に開催したいと思います。

次に、6月20日、本会議終了後、議会活性化特別委員会を、議会活性化特別委員会終了後、広報編集特別委員会を開催したいと思います。

なお、議事の進行上、日程を順次繰り延べ行う場合もありますので、よろしくお願いします。

以上で報告を終わります。

(議会運営委員長 伊都堅仁君 降壇)

○議長（美野勝男君） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいま報告のとおり、本日から6月26日までの15日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から6月26日までの15日間と決定しました。

◎日程第3 諸般の報告について

○議長（美野勝男君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、例月出納検査結果に関する報告について及び財政援助団体等監査に関する報告について等提出されております。お手元に配付しておりますので、御了承願います。

次に、本日までに受理した陳情は、お手元にお配りしました陳情文書表のとおり、総務文教常任委員会に付託しましたので、御報告します。

本定例会に提出された案件は、お手元に配付のとおりです。

この際、副町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

副町長、小川君。

(副町長 小川裕康君 登壇)

○副町長（小川裕康君） 皆様、おはようございます。

開会に先立ちまして、ただいま表彰の栄を受けられました田代議員には、このたびの受賞まことにめでとうございます。心からおよろこび申し上げます。田代議員にはこれからも健康には十分御留意され、町議会議員の模範として、ますます御活躍いただき、町行政に格別のお力添えと御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、先ほど全員協議会で御説明申し上げましたが、寺本町長は体調を崩し、現在入院中でありまして、本日の会議は欠席させていただいております。議員の皆様方には何かと御不便と御迷惑をおかけいたしますが、町長不在の間、町行政が停滞することのないよう、職員一丸となって職務を遂行してまいる所存でありますので、どうか暖かい御指導、御鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、開会に当たりまして、寺本町長にかわって一言御挨拶並びにその後の行政報告を申し上げます。

本日、平成30年紀美野町議会第2回定例会を招集いたしましたところ、議員各位を初め関係者の皆様方には、御多忙中にもかかわらず御出席を賜り、開会の運びとなりましたことに、心より厚くお礼申し上げます。

さて、去る3月31日付をもって6名の職員が退職いたしました。長い間、町のために頑張っていた仲間が退職されたことは大変寂しいものがありますが、一方新たに4月1日付で、天文台に2名の研究員を採用いたしました。人事異動も終え、平成30年度がスタートしたところであります。

また、生涯学習室の執務場所が中央公民館から、本庁2階の教育課内に変更し、教育長をトップに教育行政の推進に努めてまいります。なお、中央公民館には引き続き公民館長や公民館主事を配置し、来館される方々の対応をしっかりとてまいります。

4月4日には待望久しかった養津呂地区の集会所が完成し、地元の皆さんとともに竣工式を行い、喜びを分かち合ったところであります。

4月29日には、快晴のもと多くの町議会議員の皆様の御出席をいただき、生石高原への登山者の安全を祈願する山開き式を挙行政たしました。

さて、今期定例会に上程している案件は、議案第43号から議案第68号までの26件であります。専決処分の承認を求める案件が2件、町条例の制定についての案件、副町長の選任の同意についての案件、農業委員会委員の任命の同意についての案件が14件、平成30年度紀美野町一般会計及び特別会計等の補正予算に係る案件が8件であります。

なお、先の3月議会で紀美野町星の動物園条例の一部改正を6月議会で行政うというお約束をしておりましたが、セミナーハウスやバンガローなどの活用について、地元の方々を初め、多くの御意見や御要望、提案などをいただいて、現在、鋭意協議・検討を重ねておるところでございます、本定例会に改正案を上程するまでに至らなかったことにつきましては申しわけなく思っております。できるだけ早い段階で方針案を決定してまいりたいと考えているところでございます。

また、一般会計補正予算関連につきましては、主なものを申し上げますと、町営住宅新神原団地新築工事に係る予算、2億5,800万円余りを計上してございます。木造平家建てが5棟、木造2階建てが4棟、合わせて9棟の建築内容でありまして、今年度末の完成を目指してございます。

また、紀美野町商工会から町に対して、美里支所の一部を商工会の事務所として使用させていただきたいとの要望がありまして、十分、協議・検討の結果、美里支所の空きスペースを使っ行政ただこうということに決定いたしました。そのため、美里支所1階の住民室との間に仕切りをする必要があり、その改修費用として1,200万円余りを計上してございます。

この後、担当課長より詳しく御説明申し上げますので、十分御審議の上、原案どおり御可決くださいますようお願い申し上げます、御挨拶並びに行政報告とさせていただきます。

ありがとうございました。どうかよろしくお願行政いたします。

(副町長 小川裕康君 降壇)

○議長(美野勝男君) 次に、紀美野町土地開発公社の経営状況について、報告願行政います。

企画管財課長、坂君。

しばらく休憩します。

休 憩

(午前 9時14分)

再 開

○議長（美野勝男君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

(午前 9時14分)

(企画管財課長 坂 詳吾君 登壇)

○企画管財課長（坂 詳吾君） おはようございます。

それでは、紀美野町土地開発公社の経営状況を御報告させていただきます。

紀美野町土地開発公社の経営状況を説明する書類の表紙をごらんください。

紀美野町土地開発公社の経営状況を説明する書類について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、紀美野町土地開発公社の経営状況を説明する書類を次のとおり提出する。

平成30年6月12日提出 紀美野町長 寺本光嘉

表紙より2枚めくっていただきまして、1ページをお開きください。

平成29年度紀美野町土地開発公社事業報告書でございます。

1、一般事項の（1）理事会決議事項についての実績報告でございます。

平成29年度では、2回の理事会を開催してございます。平成29年5月30日の第1回理事会では、平成28年度決算についての議決をいただいております。平成30年3月28日の第2回理事会では、平成30年度予算についての議決をいただいております。

次に、（2）役員に関する事項でございます。

まず、ア、役員の異動に関する事項につきましては、平成29年3月31日、4月30日、5月13日に、8名の理事及び平成30年3月16日に1名の幹事が辞任され、新たに平成29年4月1日、5月14日に11名の理事及び平成29年5月14日、平成30年3月17日に2名の幹事が就任されてございます。

次に、イ、役員名簿でございます。平成30年3月31日現在での役員名簿を掲載してございます。理事長と筆頭理事を含む理事15名、幹事2名、計17名の名簿でございます。

次に、2ページをお開きください。

(3) 行政官庁認可等に関する事項について、平成29年6月15日に、理事の変更登記を和歌山地方法務局に提出し、認可をいただきました。また、6月13日の紀美野町議会第2回定例会におきまして、平成28年度経営状況の報告をさせていただきました。

次に、2、業務でございます。

(1) の土地取得状況及び(2) の土地処分状況につきましては、土地の取得及び処分の実績はございませんでしたので、面積、取得原価ともゼロ円となっております。

(3) の土地造成事業収益でございますが、福井檜山団地において、一般販売1区画、面積197.68平方メートルの売却を行い、716万1,997円の収益がございました。

次に(4) の土地保有状況でございます。公有地取得事業用地につきましては、ゼロとなっております。特定土地等事業用地につきましては、1,966.57平方メートル、取得原価566万5,899円でございます。これにつきましては、野上中学校より南の貴志川沿いの下佐々字飛ノ瀬995-1番地に保有している用地でございます。福井檜山団地宅地造成用地1,667.51平方メートル、5,886万7,598円は、福井字檜山1111-7番地ほか6筆でございます。以上を合わせまして3,634.08平方メートル、6,453万3,497円でございます。

次に、3ページをお開きください。

損益計算書でございます。

1、事業収益、(3) 土地造成事業収益は、716万1,997円。

2、事業原価、(3) 土地造成事業原価は、716万1,997円。これにつきましては、福井檜山団地の1区画の分でございます。事業総利益につきましては、事業収益合計から事業原価合計を差し引いたゼロ円でございます。

3、販売費及び一般管理費につきましては、24万2,604円でございます。この内訳につきましては、光熱水費、福井檜山団地内の防犯灯5基の電気代が1万4,637円、福井檜山団地の売却時の登記手数料として1万7,280円、広告宣伝費としてチラシ作成及び新聞の折り込み費用として10万3,194円、委託料としまして、福井檜山団地除草作業委託で5万7,493円、法人町民税5万円でございます。

次に、4、事業外収益、(1) 受取利息は1,276円でございます。この内訳につ

きましては、普通預金利息30円と、基本財産500万円の定期預金利息1,246円でございます。(2)雑収益はございません。

次に、5、事業外費用でございます。(1)支払利息3,590円でございます。長期借入金の利息でございます。(2)雑損失はございません。経常損失24万4,918円でございます。当期純損失につきましては、事業総利益ゼロ円から経常損失24万4,918円を差し引いた24万4,918円でございます。

次に4ページをお開きください。貸借対照表でございます。

資産の部、1、流動資産でございますが、(1)現金及び預金が528万7,189円。(2)公有用地はございません。(3)特定土地が566万5,899円。(4)完成土地が5,886万7,598円。流動資産合計は6,982万686円でございます。2、固定資産はございませんので、資産合計6,982万686円でございます。

負債の部につきましてはございません。

次に、5ページをお開きください。

資本の部でございます。1、資本金、(1)基本財産500万円、ながみね農業協同組合において定期預金として保有してございます。

2、準備金につきましては、(1)前期繰越準備金、前年度繰入金として6,506万5,604円。(2)当期純損失、24万4,918円。準備金合計6,482万686円。資本合計は、資本金と準備金の合計6,982万686円。負債資本合計6,982万686円でございます。

次に、6ページをお開きください。

財産目録でございます。資産の部でございますが、流動資産の合計が6,982万686円、この内訳は普通預金28万7,189円、定期預金500万円、特定土地1,966.57平方メートル、566万5,899円、完成土地1,667.51平方メートル、5,886万7,598円でございます。固定資産はございません。資産合計6,982万686円でございます。

次に、負債の部でございますが、流動負債、固定負債ともございません。負債合計はゼロ円でございます。

資産合計から負債合計を差し引いた、差し引き純資産は6,982万686円でございます。

次に、7ページをお開きください。

キャッシュ・フロー計算書となっております。

内容につきましては、Ⅰ、事業活動によるキャッシュ・フロー、土地造成事業収入の檜山団地宅地分譲１区画分７１６万１,９９７円、その他の業務支出はマイナス２４万２,６０４円。小計が６９１万９,３９３円となっております。利息の受取額１,２７６円、利息の支払額マイナス３,５９０円を差し引きまして、事業活動によるキャッシュ・フローは６９１万７,０７９円でございます。

Ⅲ、財務活動によるキャッシュ・フローでございますが、長期借入金の返済による支出がマイナス８００万円でございますので、財務活動によるキャッシュ・フローはマイナス８００万円でございます。

Ⅳ、現金及び現金同等物増加額は、マイナス１０８万２,９２１円でございます。

Ⅴ、現金及び現金同等物期首残高は、６３７万１１０円でございます。

Ⅵ、現金及び現金同等物期末残高は、５２８万７,１８９円でございます。

次に、８ページから９ページにかけまして、附属明細表として費目別明細表の一覧を掲載させていただいてございます。内容につきましては、先の内容と同様となりますので、省略させていただきます。

また、最後のページに平成３０年５月２５日に、監事による監査を実施していただいた決算監査意見書を添付させていただいてございます。

以上、簡単でございますが、平成２９年度紀美野町土地開発公社の経営状況の報告とさせていただきます。

(企画管財課長 坂 詳吾君 降壇)

○議長（美野勝男君） 次に、一般質問の通告は、６月１３日午後３時までに提出願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第４ 議案第４３号 専決処分の承認を求めることについて

(紀美野町税条例等の一部を改正する条例について)

◎日程第５ 議案第４４号 専決処分の承認を求めることについて

(紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)

○議長（美野勝男君） 日程第４、議案第４３号 専決処分の承認を求めることについて（紀美野町税条例等の一部を改正する条例について）、日程第５、議案第４４号

専決処分の承認を求めることについて（紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）一括議題とします。

説明をお願いします。税務課長、中谷君。

（税務課長 中谷昌弘君 登壇）

○税務課長（中谷昌弘君） おはようございます。

それでは、私からは、議案第４３号並びに議案第４４号について御説明をさせていただきます。

議案書の１ページをお開きください。

議案第４３号、専決処分の承認を求めることについて。

紀美野町税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法第１７９条第１項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成３０年６月１２日提出 紀美野町長 寺本光嘉

次のページをお開きください。

専決処分書。

地方自治法第１７９条第１項の規定により、紀美野町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

平成３０年３月３１日 紀美野町長 寺本光嘉

理由でございますが、平成３０年３月３１日において、地方税法等の一部を改正する法律等が公布され、原則として平成３０年４月１日から施行されることとなるため、紀美野町税条例等の一部を改正する必要性が生じたためでございます。

次のページをお開きください。

紀美野町税条例等の一部を改正する条例。

平成３０年３月３１日 条例第１４号

第１条、紀美野町税条例の一部を次のように改正する。

改正内容でございますが、第２０条は年当たりの割合の基礎となる日数について、第４８条法人の町民税の申告納付に２項が追加されたことによる項ずれ及び第５２条法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金が第６項まで追加されたことによる所要の規定の整備でございます。

次に、第２３条第１項は、町民税の納税義務者等について、法改正に合わせた文言の

改正でございます。

次に、第23条第3項は、町民税の納税義務者について、新設された第48条法人の町民税の申告納付第10項から第12項に係る電子申告化の規定について、人格のない社団等については、電子申告化に係る規定を適用しないこととする改正でございます。

次に、第24条第1項は、個人の町民税の非課税所得の範囲について、障害者、未成年者、寡婦等に対する住民税の非課税措置の所得要件が125万円から135万円に引き上げられた改正でございます。

次に、第24条第2項は、個人の町民税の非課税の範囲について、住民税均等割非課税限度額が10万円引き上げられた改正でございます。

次に、第31条は、均等割の税率について法改正に合わせた文言の改正でございます。

次に、34条の2は、所得控除について、住民税所得割の納税義務者の前年の所得金額が2,500万を超える場合は、基礎控除額が適用されないとされる所得要件を創設する改正でございます。

次に、第34条の6は、調整控除について、住民税所得割の納税義務者の前年の所得金額が2,500万円を超える場合は、調整控除額が適用されないとされる所得要件を創設する改正です。第34条の2の改正と同様に前年の合計所得金額が2,500万を超える所得割の納税義務者については調整控除が適用されない改正でございます。

次に、36条の2は、町民税の申告について、申告要件の見直し及び規定の整備でございます。

次に、第47条の3は、法改正に合わせた文言の改正でございます。

続いて、第47条の5につきましても、法改正に合わせた文言の改正でございます。

次に、3ページから4ページにかけまして、第48条は、法人の町民税の申告納付について、第1項は項を追加したことによる改正、第2項及び第3項は、法人が租税特別措置法の適用を受ける場合には控除すべき額についての規定。第10項から第12項は、資本金または出資金の額が1億円を超える、いわゆる大法人に対する納税申告書を電子申告等により提出しなければならないことを定めた規定及びその他の所要の規定の整備でございます。

次に、4ページ下段から5ページにかけまして、第52条は、法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金について、控除期間を定めたものでございます。

次に、5ページ下段から6ページにかけまして、第92条につきましては、製造たば

この区分について、国のたばこ税と同様に地方税法上の喫煙用の製造たばこの区分として、新たに加熱式たばこの区分を創設した改正でございます。加熱式たばこでございますが、いわゆるたばこを燃焼させずに加熱するものでございます。

次に、6ページの第93条の2は、製造たばことみなす場合について、法規定の新設に合わせて新設するもので、加熱式たばこの喫煙用具であって、加熱により蒸気となるグリセリン、その他の物品またはこれらの混合物を充填したもので、製造たばことみなすこととする規定でございます。

次に、6ページ中段から、少し飛びます8ページにかけまして、第94条は、たばこ税の課税標準を定めたものでございます。加熱式たばこに係る換算方法については、重量と価格を紙巻きたばこに換算する方法とし、平成30年10月1日から5年間かけて段階的に移行するものでございます。

次に、8ページの第95条でございますが、たばこ税の税率について、1,000本につき430円引き上げる改正で、国税及び地方税を合わせて1本につき1円の予定で、平成30年10月1日から4年間で引き上げる改正でございます。

次に、第96条でございます。たばこ税の課税免除について、第92条の製造たばこの区分について新たに創設したことにより、第92条の2改正したことによる条ずれに伴う整備でございます。

次に、第98条は、たばこ税の申告納付の手続について、第94条たばこ税の課税標準に定義語をおいたことによる規定の整備でございます。

次に、附則第3条には、延滞金の割合等の特例について、第48条法人の町民税の申告納付の整備及び第52条法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金は、2項を追加したことによる規定の整備でございます。

次に、附則第4条は、納期限の延長に係る延滞金の特例について、第52条に2項を追加したことによる規定の整備でございます。

次に、附則第5条は、個人の町民税の所得割の非課税の範囲について、非課税限度額を10万円引き上げる改正でございます。

次に、附則第10条の2は、法律改正に合わせた改正で、固定資産税の特例を定めたものでございます。第3項は水力発電設備、第4項は地熱発電設備、第5項はバイオマス発電設備、第6項は太陽光発電設備、第7項は風力発電設備について、平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間に取得されたものについて、新たに固定資産

が課税されることとなった年度から３年度分の固定資産に限り、それぞれの税率で減免をするものでございます。また、第１２項は、中小企業の設備投資の支援策と、投資を後押しする大胆な固定資産税の特例措置として、臨時、異例の措置として地域の中小企業による設備投資の促進に向けて、生産性向上特別措置法の規定により、町が作成した計画に基づき行われた中小企業の一定の設備投資について、生産性向上特別措置法の施行の日から平成３３年３月３１日までの期間内に取得した先端設備について、新たに固定資産税が課されることとなった年度から３年度分の固定資産に限り免除する時限的な特例措置を講ずる改正でございます。

次に、８ページ下段から９ページにかけまして、附則第１０条の３は、地方税法附則及び地方税法施行令の改正及び第１２項は、地方税法の創設に合わせて定めたものでございます。バリアフリー改修が行われた劇場、演芸場、音楽堂、公会堂等について、工事が完了した日の属する年の翌年度から２年間、３分の１に相当する額を減額することを定めた規定でございます。それに対して、規定の適用を受けようとするものがすべき申告について定めたものでございます。

次に、９ページ下段から１０ページにかけまして、附則第１１条は、固定資産税の特例に関し、附則第１１条の２から附則第１３条までの土地の特例について、平成２７年度から平成２９年度までだったものを、平成３０年度から平成３２年度まで３年間延長したということによる規定の整備でございます。

次に１０ページ中段の附則第１５条は、特別土地保有税の特例を定めたものでございます。平成２７年度から平成２９年度までだったものを、平成３０年度から平成３２年度まで３年間延長した改正でございます。

次に、附則１７条の２は、租税特別措置法の改正に伴う条ずれの整備でございます。

次に、１０ページから１１ページにかけまして、第２条から第５条は、主にたばこ税に関する規定で、第９４条並びに第９５条で御説明いたしました加熱式たばこに係る紙巻きたばこへの換算方法及び税率の引き上げの改正でございます。

第２条による改正は、平成３１年１０月１日施行の加熱式たばこに係る紙巻きたばこの本数への換算方法及び平成３１年４月１日施行の法改正による条ずれの整備でございます。

次に、第３条による改正は、平成３２年１０月１日施行の加熱式たばこに係る紙巻きたばこの本数への換算方法及び紙巻きたばこの税率を１，０００本につき４３０円引き

上げる改正でございます。

次に、10ページ下段から11ページにかけまして、第4条による改正は、平成33年10月1日施行の加熱式たばこに係る紙巻きたばこの本数への換算方法及び紙巻きたばこの税率を1,000本につき430円引き上げる改正でございます。

次に、11ページの第5条による改正は、平成34年10月1日施行の加熱式たばこに係る紙巻きたばこの本数への換算方法の改正でございます。

次に、第6条による改正は、平成27年度税制改正に伴い改正した分で、平成31年4月1日に予定されている旧3級品の紙巻きたばこに係る税率の引き上げを、平成31年10月1日に延期する改正でございます。

次に、11ページから12ページにかけまして、附則につきましては、施行期日は、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。ただし、第1号は、92条、町たばこ税の納税義務者等を92条の2とし、新たに第92条製造たばこの区分を加える改正規定、第93条卸売販売業者等の売り渡し、または消費等とみなす場合の月に新たに第93条の2製造たばことみなす場合を加える改正。第94条たばこ税の課税標準から第95条たばこ税の税率、第96条たばこ税の課税免除及び第98条たばこ税の申告納付の手續の改正規定並びに第6条及び附則第5条町たばこ税に関する経過措置から第7条までの規定については平成30年10月1日。

次に、12ページをお開きください。

第2号は、第24条第2項個人の町民税の非課税の範囲の改正規定。第36条の2町民税の申告の改正規定並びに附則第17条の2の改正規定については、31年の1月1日。

次に、第3号は、第2条及び附則第4条、固定資産税に関する経過措置の規定については、31年4月1日。

次に、第4号は、第94条たばこ税の課税標準第3項の改正規定については、31年10月1日。

次に、第5号は、第23条町民税の納税義務者等並びに第48条法人の町民税の申告納付の改正規定については、32年4月1日。

次に、第6号は、第3条附則第8条町たばこ税に関する経過措置及び第9条の規定については、平成32年10月1日。

次に、第7号は、第24条個人の町民税の非課税の範囲の改正規定並びに第34条の

2 所得控除及び第 34 条の 6 調整控除の改正規定については、平成 33 年 1 月 1 日。

次に、第 8 号は、第 4 条並びに附則第 10 条町たばこ税に関する経過措置及び第 11 条の規定については、平成 33 年 10 月 1 日。

次に、第 9 号は、第 5 条の規定については、平成 34 年 10 月 1 日。

次に、第 10 号は、附則第 10 条の 2 第 6 項を同条第 11 項とし、同項の次に 1 項を加える改正規定については、生産性向上特別措置法施行の日となってございます。

次に、12 ページ中ほどから 19 ページにかけまして、第 2 条から第 1 条につきましては、町民税等の経過措置を定めたものでございます。

なお、新旧対照表 1 ページから 51 ページを順次御確認賜りますようよろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが御説明とさせていただきます。御審議いただき、原案のとおり御可決いただきますようよろしくお願いいたします。

続いて、議案第 44 号について御説明させていただきます。

議案書の 20 ページをお開きください。

議案第 44 号、専決処分の承認を求めることについて。

紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し承認を求める。

平成 30 年 6 月 12 日提出 紀美野町長 寺本光嘉

次のページをお開きください。

専決処分書。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

平成 30 年 3 月 31 日 紀美野町長 寺本光嘉

理由でございますが、平成 30 年 3 月 31 日において、地方税法等の一部を改正する法律等が公布され、平成 30 年 4 月 1 日から施行されることとなるため、紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたものでございます。

次のページをお開きください。

紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

平成 30 年 3 月 31 日 条例第 15 号

紀美野町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

このことにつきましては、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行令の一部改正に伴うものでございます。

改正内容でございますが、医療給付費分の基礎課税額が５４万円から５８万円に。５割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数の数に乘すべき金額を２７万円から２７万５,０００円に、２割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を４９万円から５０万円にそれぞれ引き上げる改正及び条文の整備でございます。

附則につきましては、施行期日は平成３０年４月１日から施行するものでございます。適用区分につきましては、この条例による改正後の紀美野町国民健康保険税条例の規定は、平成３０年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成２９年度分までの国民健康保険税について、なお従前の例によるものでございます。

なお、新旧対照表５２ページから５３ページを順次御確認賜りますようお願いいたします。

以上、簡単ではございますが御説明とさせていただきます。御審議いただき、原案のとおり御可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

(税務課長 中谷昌弘君 降壇)

◎日程第６ 議案第４５号 紀美野町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について

○議長（美野勝男君） 日程第６、議案第４５号、紀美野町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について議題とします。

説明を願います。産業課長、米田君。

(産業課長 米田和弘君 登壇)

○産業課長（米田和弘君） おはようございます。

それでは、議案書の２３ページをお願いいたします。

議案第４５号、紀美野町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について。

紀美野町中小企業・小規模企業振興基本条例を次のとおり制定したいので、地方自治法第９６条第１項の規定により議会の議決を求める。

平成３０年６月１２日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。

紀美野町における中小企業・小規模企業の振興を推進するため、紀美野町中小企業・小規模企業振興基本条例を制定するものでございます。

議案書の24ページをごらんください。

紀美野町中小企業・小規模企業振興基本条例でございます。

まず、この条例は中小企業基本法及び小規模企業振興基本法の制定の趣旨から、中小企業等の一層の振興を図るため、また紀美野町商工会よりことしの4月に中小企業・小規模企業振興に向けた条例制定の要望を受け、本条例を制定するものでございます。今回、この条例の制定の背景といたしまして、近年の急速な少子高齢化、人口減少の進行等、社会環境が激変する中、本町が豊かで安心して暮らしていけるまちであるためには、本町における中小企業・小規模企業等の経済活動が、労働者の個人所得、消費活動、雇用の創出など、非常に重要な役割を担っており、地域活性化、町の発展のためには欠かせない存在となっております。このようなことから、地域社会が一体となって、中小企業等の振興に取り組んでいくため、それぞれの姿勢を明確にするため条例化が必要と考えるものでございます。

それでは、本条例の説明をさせていただきます。

第1条で、条例の目的を定めてございます。

この条例は、本町の中小企業・小規模企業の振興に関し、基本理念及び基本方針を定めるとともに、町、中小企業者、小規模企業者、大企業者及び商工会の役割を明らかにすることにより、中小企業等の振興に関する施策を総合的に推進し、もって地域経済の活性化及び町民生活の向上に寄与することを目的としてございます。

第2条で用語の定義を定めております。

第3条で中小企業等の振興の基本理念を定めてございまして、中小企業等の振興は、第1条では中小企業者等自らの創意工夫と自主的な努力を尊重し、促進することを基本として行うこと。第2項では、中小企業者等が事業活動を通じて、地域経済の活性化、地域の雇用の創出等、地域社会において重要な役割を果たしているという基本的な認識のもとに行うこと。また、第3項では、国、県、その他機関の協力を得ながら、町、商工業者、商工会及び町民が相互に連携及び協力することを基本として行うことを規定しております。

第4条で、中小企業者等の振興に関する施策を作成し、実施する場合の基本方針を定めてございます。

25ページをごらんください。

第5条で町の役割を、第6条で商工業者の役割を及び第7条で商工会の役割を規定しており、それぞれの役割を明確化してございます。第8条では町民の理解及び協力を定めております。第9条ではこの条例の施行に関し必要な事項は町長が別に定めるとしてございます。

また、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するとしてございます。

以上、議案第45号の説明とさせていただきます。御審議の上、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

(産業課長 米田和弘君 降壇)

○議長（美野勝男君） 暫時休憩いたします。

休 憩

(午前 9時54分)

再 開

○議長（美野勝男君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

(午前10時09分)

◎日程第7 議案第46号 副町長の選任の同意について

○議長（美野勝男君） 日程第7、議案第46号、副町長の選任の同意について議題とします。

説明を願います。総務課長、細峪君。

(総務課長 細峪康則君 登壇)

○総務課長（細峪康則君） それでは、議案書の26ページをお開きください。

町長が欠席されていますので、町長の職務を行う者の順位に関する規則に基づきまして、町長部局の参事である私から、議案第46号、副町長の選任の同意についての提案説明を申し上げます。

下記の者を副町長に選任したいので、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものでございます。

平成30年6月12日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由につきましては、平成30年6月30日で任期満了となり、副町長を選任するためでございます。

同意を求めるものは、小川裕康氏であります。昭和31年2月4日生まれ。住所は、紀美野町吉野57番地であります。

御審議の上、同意いただきますようお願い申し上げます。

(総務課長 細峪康則君 降壇)

○議長（美野勝男君） 暫時休憩いたします。

休 憩

(午前10時11分)

再 開

○議長（美野勝男君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

(午前10時11分)

◎日程第8 議案第47号 農業委員会委員の任命の同意について

◎日程第9 議案第48号 農業委員会委員の任命の同意について

◎日程第10 議案第49号 農業委員会委員の任命の同意について

◎日程第11 議案第50号 農業委員会委員の任命の同意について

◎日程第12 議案第51号 農業委員会委員の任命の同意について

◎日程第13 議案第52号 農業委員会委員の任命の同意について

◎日程第14 議案第53号 農業委員会委員の任命の同意について

◎日程第15 議案第54号 農業委員会委員の任命の同意について

◎日程第16 議案第55号 農業委員会委員の任命の同意について

◎日程第17 議案第56号 農業委員会委員の任命の同意について

◎日程第18 議案第57号 農業委員会委員の任命の同意について

◎日程第19 議案第58号 農業委員会委員の任命の同意について

◎日程第20 議案第59号 農業委員会委員の任命の同意について

◎日程第21 議案第60号 農業委員会委員の任命の同意について

○議長（美野勝男君） 日程第8、議案第47号、農業委員会委員の任命の同意についてから、日程第21、議案第60号、農業委員会委員の任命の同意についてまでの14議案を一括議題とします。

説明を願います。副町長、小川君。

(副町長 小川裕康君 登壇)

○副町長（小川裕康君） それでは、議案書の２７ページをお願いいたします。

議案第４７号から議案第６０号までの１４議案につきましては、農業委員会委員の任命の同意についての議案でございます。

農業委員会等に関する法律の一部が改正され、委員の選任方法が議会の同意を得て町長が任命するということに改められました。現在の農業委員会委員の任期満了日が、平成３０年８月３１日となっているため、提案させていただくものであります。

それでは、１議案ずつ御説明いたします。

議案第４７号、農業委員会委員の任命の同意について。

下記の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により議会の同意を求める。

平成３０年６月１２日提出 紀美野町長 寺本光嘉

氏名は、山本 満。生年月日は、昭和１７年１月１２日。住所は、紀美野町下佐々７２６番地３でございます。

次に、２８ページをお願いいたします。

議案第４８号、農業委員会委員の任命の同意について。

下記の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により議会の同意を求める。

平成３０年６月１２日提出 紀美野町長 寺本光嘉

氏名は、 廣尾直彦。生年月日は、昭和３８年５月１１日。住所は、紀野町動木９３８番地であります。

続いて、議案第４９号、農業委員会委員の任命の同意について。

下記の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により議会の同意を求める。

平成３０年６月１２日提出 紀美野町長 寺本光嘉

氏名は、森本隆弘。生年月日は、昭和２６年８月２５日。住所は、紀美野町長谷２７０番地であります。

続いて、議案第５０号、農業委員会委員の任命の同意について。

下記の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により議会の同意を求める。

平成３０年６月１２日提出 紀美野町長 寺本光嘉

氏名は、岩脇 功。生年月日は、昭和 23 年 1 月 1 日。住所は、紀美野町福井 1 2 3 5 番地 2 であります。

次に、議案第 5 1 号、農業委員会委員の任命の同意について。

下記の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

平成 30 年 6 月 1 2 日提出 紀美野町長 寺本光嘉

氏名は、田尻昭人。生年月日は、昭和 23 年 1 2 月 1 1 日。住所は、紀美野町坂本 4 9 5 番地 2 であります。

続きまして、議案第 5 2 号、農業委員会委員の任命の同意について。

下記の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

平成 30 年 6 月 1 2 日提出 紀美野町長 寺本光嘉

氏名は、南 秀和。生年月日は、昭和 33 年 9 月 5 日。住所は、紀美野町釜滝 2 7 3 番地 2 であります。

次に、議案第 5 3 号、農業委員会委員の任命の同意について。

下記の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

平成 30 年 6 月 1 2 日提出 紀美野町長 寺本光嘉

氏名は、道浦敏永。生年月日は、昭和 36 年 3 月 3 日。住所は、紀美野町神野市場 3 2 4 番地 7 であります。

次に、議案第 5 4 号、農業委員会委員の任命の同意について。

下記の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

平成 30 年 6 月 1 2 日提出 紀美野町長 寺本光嘉

氏名は、上中和也。生年月日は、昭和 27 年 1 月 4 日。住所は、紀美野町大角 2 0 0 番地 1 であります。

次に、議案第 5 5 号、農業委員会委員の任命の同意について。

下記の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

平成 30 年 6 月 1 2 日提出 紀美野町長 寺本光嘉

氏名は、前田昌克。生年月日は、昭和２２年３月１８日。住所は、紀美野町鎌滝６６
９番地であります。

次に、議案第５６号、農業委員会委員の任命の同意について。

下記の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第８条第１
項の規定により議会の同意を求める。

平成３０年６月１２日提出 紀美野町長 寺本光嘉

氏名は、前畔雅雄。生年月日は、昭和２５年７月６日。住所は、紀美野町中２４３番
地２であります。

続いて、議案第５７号、農業委員会委員の任命の同意について。

下記の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第８条第１
項の規定により議会の同意を求める。

平成３０年６月１２日提出 紀美野町長 寺本光嘉

氏名は、大家啓延。生年月日は、昭和３１年１月７日。住所は、紀美野町小西４０９
番地であります。

続きまして、議案第５８号、農業委員会委員の任命の同意について。

下記の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第８条第１
項の規定により議会の同意を求める。

平成３０年６月１２日提出 紀美野町長 寺本光嘉

氏名は、上柏皖亮。生年月日は、昭和１４年８月１５日。住所は、紀美野町毛原中４
９６番地であります。

次に、議案第５９号、農業委員会委員の任命の同意について。

下記の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第８条第１
項の規定により議会の同意を求める。

平成３０年６月１２日提出 紀美野町長 寺本光嘉

氏名は、宮西幸次。生年月日は、昭和２６年６月１５日。住所は、紀美野町蓑津呂２
４５番地であります。

次に、議案第６０号、農業委員会委員の任命の同意について。

下記の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第８条第１
項の規定により議会の同意を求める。

平成３０年６月１２日提出 紀美野町長 寺本光嘉

氏名は、部家 豊。生年月日は、昭和 21 年 3 月 12 日。住所は、紀美野町花野原 1 4 番地であります。

以上、14 議案の説明とさせていただきます。原案どおり御同意いただきますよう、どうかよろしくお願いいたします。

以上であります。

(副町長 小川裕康君 降壇)

◎日程第 22 議案第 61 号 平成 30 年度紀美野町一般会計補正予算(第 1 号)について

○議長(美野勝男君) 日程第 22、議案第 61 号、平成 30 年度紀美野町一般会計補正予算(第 1 号)について議題とします。

説明を願います。総務課長、細峪君。

(総務課長 細峪康則君 登壇)

○総務課長(細峪康則君) それでは、議案書の 41 ページをお開きください。

議案第 61 号、平成 30 年度紀美野町一般会計補正予算(第 1 号)。

平成 30 年度紀美野町の一般会計補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億 8,888 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 67 億 488 万 8,000 円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第 2 条、地方債の追加及び変更は、「第 2 表地方債補正」による。

平成 30 年 6 月 12 日提出 紀美野町長 寺本光嘉

議案書の 47 ページをお開きください。

まず、歳入でございます。

12 款分担金及び負担金、1 項 2 目土木費分担金 32 万 5,000 円の増額補正で、県営事業の小規模がけ崩れ対策事業の受益者分担金 20 万円と、災害緊急がけ崩れ対策事業の受益者分担金 12 万 5,000 円でございます。

14 款国庫支出金、2 項 4 目土木費国庫補助金 8,717 万 2,000 円の増額補正で、町営住宅新神原団地新築事業の補助金でございます。

15款県支出金、2項4目農林水産業費県補助金228万3,000円の増額補正で、過疎集落再生・活性化支援事業、志賀野寄り合い会への補助金でございます。

16款財産収入、1項1目財産貸付収入11万6,000円の増額補正で、土地建物賃貸料でございます。これにつきましては、美里支所1階の空きスペースを商工会に貸し出すことに伴う賃貸料でございます。

18款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金8万5,000円の増額補正でございます。

48ページにわたりまして、20款諸収入、4項1目雑入で60万7,000円の増額補正でございます。まず、電気代13万2,000円につきましては、美里支所1階の空きスペースを商工会に貸し出すことに伴うものでございます。防災無線設備移転補償費28万5,000円につきましては、平地区における県道改修に伴う移転補償費でございます。地方創生アドバイザー事業助成金につきましては、地域活性化存続のため、地域ぐるみで学校運営に携わる地域学習の一環で、地域の意識改革に取り組むための講師への謝礼に充てるもので、地域活性化センターで採択された事業でございます。

21款町債、1項1目総務債1,140万円の増額補正で、美里支所1階の空きスペースを有効活用するため、間仕切りをして部屋を改修する工事に充てるものでございます。

5目土木費1億8,690万円の増額です。内訳ですが、町道長谷大藪国木原線ののり面補修工事に合併特例債970万円を、町営住宅新神原団地新築事業に公営住宅建設事業債1億7,720万円を充てるものでございます。

以上、歳入の説明とさせていただきます。

恐れ入ります、それでは続きまして、歳出のほうに説明をさせていただきます。

歳出全般で、2節給料、3節職員手当等、4節共済費を補正計上しております目が数多くございます。この人件費関連の補正につきましては、主に4月の人事異動によるものでございますので、詳しい説明は省略させていただきますこと、御了承いただきたく存じます。

それでは、49ページをお開きください。

総務費、1項1目一般管理費1,817万9,000円の減額補正です。4月の人事異動に伴うものと、7節賃金112万9,000円は、職員が病気などで休んだ際に事務の補助をしてもらう臨時職員を雇う経費でございます。

4目財産管理費603万8,000円の増額補正で、かじか荘本館の耐震診断業務委託料でございます。

5目企画費205万円の増額補正で、人事異動に伴うものです。

6目電子計算費237万2,000円の増額補正でございます。

13節委託料、自治体情報セキュリティ向上プラットフォームの更新データを受け取るため、庁舎内に新たなサーバーが必要となり、そのシステムを構築するための委託料でございます。

14節使用料10万円は、このプラットフォームを使用するために必要な使用料でございます。

50ページをお開きください。

7目支所及び出張所費1,217万2,000円の増額補正で、美里支所1階の空きスペースを貸し出して有効活用するに伴い、間仕切り等をして部屋を改修するための設計監理業務の委託料178万2,000円と、工事費1,039万円でございます。

11目防災諸費215万3,000円の増額補正で、円明寺地区の防災行政無線のスピーカー改修や、平地区の県道拡幅に伴う防災無線の移設、それと消火栓の修繕に伴う経費でございます。

2款2項1目税務総務費910万8,000円の減額補正で、人事異動に伴うものです。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費13万9,000円の減額補正で、人事異動に伴うものです。

51ページをごらんください。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費158万8,000円の増額補正、3目老人福祉費36万円の増額補正で、いずれも人件費の補正でございます。

12目介護保険事業費84万円の増額補正で、人事異動に伴います介護保険事業特別会計への繰出金でございます。

13目後期高齢者医療費111万4,000円の減額補正で、人事異動に伴います後期高齢者医療特別会計への繰出金でございます。

52ページにわたりまして、3款民生費、2項1目児童福祉総務費77万9,000円の増額補正でございます。賃金24万7,000円は子育て支援コーディネーターに支払うもので、報償費は子育て研修会の講師に支払うものでございます。こども食堂支

援事業補助金 26 万円につきましては、帰宅しても 1 人で過ごさなければならない子供などに食事を提供する団体に補助するものでございます。

2 目青少年対策費 249 万 4,000 円の増額補正で、4 目保育所費 1,004 万 4,000 円の減額補正、いずれも人事異動による人件費でございます。

53 ページにわたりまして、4 款衛生費、1 項 1 目保健衛生総務費 160 万円の増額補正で、人事異動に伴うものです。

4 目環境衛生費 1,128 万 6,000 円の増額補正です。

28 節の簡易水道事業特別会計繰出金 1,111 万 2,000 円につきましては、人事異動に伴うものでございます。

7 目診療所費 21 万 3,000 円の増額補正で、国民健康保険診療所事業特別会計への繰出金でございます。

5 款 1 項 1 目農業委員会費 214 万 2,000 円の増額補正、54 ページにわたりまして、2 目農業総務費 21 万円の減額補正で、いずれも人事異動に伴うものでございます。

3 目農業振興費 215 万 3,000 円の増額補正で、雨山の郷水辺公園の加圧給水ポンプの修理に 170 万 4,000 円。備品購入費 44 万 9,000 円は、梅本加工所に蒸し器を購入する経費でございます。

4 目耕地総務費 366 万 8,000 円の増額補正です。

28 節の農業集落排水事業特別会計繰出金 113 万円につきましては、人事異動に伴うものでございます。

6 目地籍調査事業費 83 万 1,000 円の増額補正で、人事異動に伴うものでございます。

55 ページをごらんください。

5 款 4 項 1 目山村振興総務費 247 万 4,000 円の増額補正で、歳入のところでふれさせていただきました、地方創生アドバイザー事業の講師謝礼 19 万 1,000 円と、志賀野寄り合い会への補助金 228 万 3,000 円でございます。

7 款土木費、1 項 1 目土木総務費 478 万 2,000 円の減額補正でございます。

19 節負担金補助及び交付金 65 万円につきましては、福井地内の小規模がけ崩れ対策事業負担金 40 万円と、動木地内の災害緊急がけ崩れ対策事業負担金 25 万円でございます。

7 款 2 項 2 目道路橋りょう新設改良費 1,000 万円の増額補正で、昨年の台風 21 号で崩落した町道長谷大藪国木原線ののり面工事に要する経費でございます。

56 ページをお開きください。

7 款 3 項 1 目住宅管理費 2 億 5,953 万 2,000 円の増額補正でございます。

13 節の委託料 715 万円、15 節の工事請負費 2 億 5,130 万 6,000 円、19 節負担金補助及び交付金 27 万 6,000 円、いずれも町営住宅新神原団地新築事業に伴うものでございます。

57 ページにわたりまして、8 款消防費、1 項 1 目常備消防費で 221 万 8,000 円の人件費の増額補正でございます。

9 款教育費、1 項 2 目事務局費 18 万 7,000 円の増額補正で、人事異動に伴うものでございます。

3 目教育諸費 30 万円の増額補正でございます。これにつきましては、9 節旅費 30 万円、これは外国人語学指導助手の帰国のための旅費でございます。

2 項 1 目学校管理費 9 万 6,000 円の増額補正、3 項 1 目学校管理費 14 万円の増額補正で、いずれも特殊建築物定期報告調査業務委託料でございます。これにつきましては、学校体育館、集会所など、不特定多数の人々が利用するため、火災などが起こると大惨事になる危険があり、建築設備等は常時適切な維持管理がされていないと人命に危険を及ぼすことになりかねません。このような危険を避けるため、建築基準法では一定規模以上の特殊建築物や、その建築設備等を定期的に専門の技術者に点検をしてもらい、報告しなければならないことになっています。先の議会でも御指摘をいただきましたので、対象の建築物にこの委託料を計上したものでございます。

58 ページにわたりまして、4 項 1 目社会教育総務費 95 万 6,000 円の減額補正で、人事異動に伴うものでございます。

3 目公民館費 94 万 2,000 円の増額補正で、きみの夏祭りの事務補助として臨時職員の賃金 89 万 3,000 円と、特殊建築物定期報告調査業務委託料 4 万 9,000 円でございます。

4 目人権教育費 694 万 3,000 円の増額補正、59 ページにわたりまして、7 目みさと天文台管理運営費 176 万 9,000 円の増額補正で、いずれも人事異動に伴うものでございます。

8 目文化センター管理運営費 3 万 3,000 円の増額補正で、特殊建築物定期報告調

査業務委託料でございます。

5 項 1 目保健体育総務費 4 5 8 万円の減額補正で、人事異動に伴うものでございます。

2 目体育施設管理運営費 6 2 万 7, 0 0 0 円の増額補正で、スポーツ公園周辺の樹木伐採等の委託料でございます。

次の 6 0 ページをお開きください。

平成 2 9 年度紀美野町繰越明許費繰越計算書につきましては、御高覧いただきたく存じます。

恐れ入りますが、4 4 ページにお戻りいただきたく存じます。

第 2 表地方債補正でございます。

追加するものは、公営住宅建設事業債の住宅施設整備事業で、限度額は 1 億 7, 7 2 0 万円でございます。

起債の方法は、普通貸借または証券発行。利率につきましては、3. 0 % になります。ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率といたします。

次に、償還の方法ですが、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借りかえすることができるものもございます。

変更するものにつきましては、一般単独事業債で、限度額を 2, 1 1 0 万円増額し、1 億 6, 7 2 0 万円にしております。

なお、補正後の起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じでございます。

以上、議案第 6 1 号、平成 3 0 年度紀美野町一般会計補正予算（第 1 号）の説明とさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

（総務課長 細峪康則君 降壇）

◎日程第 2 3 議案第 6 2 号 平成 3 0 年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について

◎日程第 2 4 議案第 6 3 号 平成 3 0 年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）について

◎日程第 2 5 議案第 6 4 号 平成 3 0 年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算

(第1号)について

○議長（美野勝男君） 日程第23、議案第62号、平成30年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、日程第24、議案第63号、平成30年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第1号）について及び日程第25、議案第64号、平成30年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について一括議題とします。

説明をお願いします。住民課長、仲岡君。

（住民課長 仲岡みち子君 登壇）

○住民課長（仲岡みち子君） それでは、国民健康保険事業特別会計について御説明させていただきます。

議案書の61ページをごらんください。

議案第62号、平成30年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）。

平成30年度紀美野町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ617万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億3,843万8,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成30年6月12日提出 紀美野町長 寺本光嘉

予算書の66ページをごらんください。

歳入でございます。

3款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金、普通交付金、審査支払手数料251万円、退職被保険者等高額療養費分250万円の、合計501万円の増額補正でございます。審査支払手数料251万円、これにつきましては、補助対象になったことによる財源振替でございます。退職被保険者等高額療養費分250万円につきましては、症状により長期にわたり治療費が高額となることが見込まれるため、補正をするものでございます。これにつきましても、補助金として全額交付されるものでございます。

5款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金116万2,000円の増額補正でございます。4月の人事異動に伴う人件費367万2,000円のうち、全額補

助金対象であります審査支払手数料 2 5 1 万円の財源振替分を除いた差額 1 1 6 万 2, 0 0 0 円の増額補正としてお願いするものでございます。なお、補正後の基金残高は 1 億 8, 4 4 3 万円となります。

次の 6 7 ページをごらんください。

歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 3 6 7 万 2, 0 0 0 円の増額でございます。これにつきましては、4 月の人事異動に伴います担当職員がかわったことによるものでございます。

2 節給料 1 7 0 万、3 節職員手当等で 1 4 7 万 2, 0 0 0 円、4 節共済費で 5 0 万円、それぞれ増額となるものでございます。

2 款保険給付費、1 項療養諸費、5 目審査支払手数料 2 5 1 万円は、一般財源から県補助金としての財源振替でございます。

2 款保険給付費、2 項高額療養費、2 目退職被保険者等高額療養費 2 5 0 万円は、症状により長期にわたり治療費が高額になることが見込まれるため、補正するものでございます。

以上で、平成 3 0 年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）の説明とさせていただきます。

続きまして、国民健康保険診療所事業特別会計について御説明いたします。

議案書の 6 9 ページをごらんください。

議案第 6 3 号、平成 3 0 年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）。

平成 3 0 年度紀美野町の国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 1 万 3, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9, 0 2 9 万 8, 0 0 0 円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

平成 3 0 年 6 月 1 2 日提出 紀美野町長 寺本光嘉

7 4 ページをごらんください。

歳入です。

4 款繰入金、1 項繰入金、1 目一般会計繰入金 2 1 万 3, 0 0 0 円の増額補正です。これにつきましては、歳出による備品購入費等増額分を一般会計より繰り入れるものでございます。

次の 7 5 ページをごらんください。

歳出でございます。

1 款総務費、1 項施設管理費、1 目一般管理費 2 1 万 3, 0 0 0 円の増額補正でございます。これにつきましては、3 節職員手当等で人事異動に伴う 3 0 万 6, 0 0 0 円の減額、1 1 節修理費、長谷毛原診療所の玄関及び廊下と、処置室の照明器具設備の修理費、LED 化をするものでございます。1 5 万 1, 0 0 0 円増額、1 8 節備品購入費、国吉診療所の待合室の空調設備新設 3 6 万 8, 0 0 0 円、それぞれ増額することから、差し引き 2 1 万 3, 0 0 0 円の増額補正をお願いするものでございます。

以上で、平成 3 0 年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）の説明とさせていただきます。

続きまして、後期高齢者医療特別会計について御説明いたします。

議案書の 7 7 ページをごらんください。

議案第 6 4 号、平成 3 0 年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）。

平成 3 0 年度紀美野町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 1 1 万 4, 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 4, 5 8 6 万 3, 0 0 0 円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

平成 3 0 年 6 月 1 2 日提出 紀美野町長 寺本光嘉

議案書の 8 2 ページをごらんください。

歳入でございます。

4 款繰入金、1 項繰入金、1 目一般会計繰入金において 1 1 1 万 4, 0 0 0 円の減額です。これにつきましては、歳出における職員の人件費の減額分を一般会計に繰り入れるものでございます。

次の８３ページをごらんください。

歳出でございます。

１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費１１１万４,０００円の減額補正でございます。これにつきましては、４月の人事異動に伴い担当者がかかわったことによるものでございます。

２節給料において９０万、３節職員手当等で１万４,０００円、４節共済費２０万円、それぞれ減額となるものでございます。

以上で、平成３０年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）の説明とさせていただきます。

以上、特別会計３議案につきましては、御審議の上、原案どおり御可決賜りますようよろしくお願いいたします。終わります。

（住民課長 仲岡みち子君 降壇）

◎日程第２６ 議案第６５号 平成３０年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）について

○議長（美野勝男君） 日程第２６、議案第６５号、平成３０年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）について議題とします。

説明を願います。保健福祉課長、湯上君。

（保健福祉課長 湯上ひとみ君 登壇）

○保健福祉課長（湯上ひとみ君） それでは、議案書８５ページをお開きください。

議案第６５号、平成３０年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）。

平成３０年度紀美野町の介護保険事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ８４万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１６億８,１８１万８,０００円とする。

２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

平成３０年６月１２日提出 紀美野町長 寺本光嘉

それでは、議案書９０ページをお開きください。

歳入です。

歳入の 7 款繰入金、1 項一般会計繰入金、4 目事務費繰入金 8 4 万の増額につきましては、議案書 9 1 ページの歳出、1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費の人事異動による職員の配置がえ等に伴う増額 8 4 万円に対し、町から繰り入れるものでございます。

以上、非常に簡単ではございますが、説明とさせていただきます。御審議の上、御可決いただきますようよろしくお願いいたします。

(保健福祉課長 湯上ひとみ君 降壇)

◎日程第 2 7 議案第 6 6 号 平成 3 0 年度紀美野町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 号)について

○議長(美野勝男君) 日程第 2 7、議案第 6 6 号、平成 3 0 年度紀美野町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 号)について議題とします。

説明を願います。建設課長、井村君。

(建設課長 井村本彦君 登壇)

○建設課長(井村本彦君) それでは、9 3 ページをお願いします。

議案第 6 6 号、平成 3 0 年度紀美野町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 号)。

平成 3 0 年度紀美野町の農業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 1 3 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3, 1 2 0 万 1, 0 0 0 円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款項区分及び当該の区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

平成 3 0 年 6 月 1 2 日提出 紀美野町長 寺本光嘉

それでは、9 8 ページをお願いします。

歳入、4 款繰入金で一般会計からの繰入金額 1 1 3 万円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、9 9 ページをお願いします。

歳出、1 款総務費、1 項施設管理費、1 目一般管理費の 2 節、3 節、4 節につきまして、人事異動によります給料、職員手当、共済費等において合計 1 1 3 万円の増額をお願いするものでございます。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。御審議の上、御可決いただきますようよろしくお願いいたします。

(建設課長 井村本彦君 降壇)

◎日程第28 議案第67号 平成30年度紀美野町簡易水道事業特別会計補正予算
(第1号)について

◎日程第29 議案第68号 平成30年度紀美野町上水道事業会計補正予算(第1号)について

○議長(美野勝男君) 日程第28、議案第67号、平成30年度紀美野町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について及び日程第29、議案第68号、平成30年度紀美野町上水道事業会計補正予算(第1号)について、一括議題とします。

説明を願います。水道課長、山本君。

(水道課長 山本訓永君 登壇)

○水道課長(山本訓永君) それでは、議案書101ページをお開きください。

議案第67号、平成30年度紀美野町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)。

平成30年度紀美野町の簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,111万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,118万6,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成30年6月12日提出 紀美野町長 寺本光嘉

106ページをお開きください。

歳入でございます。

4款繰入金、1項繰入金、1目一般会計繰入金1,111万2,000円の増額補正でございます。これにつきましては、4月の人事異動に伴うものでございます。

107ページをごらんください。

歳出でございます。

1款衛生費、1項簡易水道費、1目一般管理費1,111万2,000円の増額補正でございます。これにつきましては、4月の人事異動に伴い担当職員がかわったことによ

るものでございます。

2節給料において540万円、3節職員手当等で406万2,000円、4節共済費で165万円、それぞれ増額となるものでございます。

以上、平成30年度紀美野町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。

続きまして、議案書109ページをお開きください。

議案第68号、平成30年度紀美野町上水道事業会計補正予算（第1号）。

（総則）

第1条、平成30年度紀美野町上水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第2条、平成30年度紀美野町上水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出、第1款水道事業費用1億390万円、補正予定額ゼロ円、計1億390万円、第1項営業費用9,543万8,000円、補正予定額36万5,000円、計9,580万3,000円、第3項予備費200万円、補正予定額マイナス36万5,000円、計163万5,000円。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第3条、予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

（1）職員給与費3,033万円、補正予定額マイナス723万5,000円、計2,309万5,000円。

平成30年6月12日提出 紀美野町長 寺本光嘉

111ページをお開きください。

平成30年度紀美野町上水道事業会計補正予算（第1号）実施計画明細書でございます。

収益的収入及び支出。

支出でございます。

1款水道事業費用、1項営業費用、既決予定額9,543万8,000円を36万5,000円の増額補正でございます。

1目原水及び浄水費では、既決予定額1,955万6,000円を760万円の増額補

正でございます。これにつきましては、2節修繕費と5節材料費において、ろ過砂の補充に要する費用を計上してございます。

2目配水及び給水費では、既決予定額3,142万3,000円を603万2,000円の減額補正でございます。これにつきましては、4月の人事異動に伴い担当職員がかわったことによるものでございます。

1節給料において250万円、2節手当で221万4,000円、3節賞与引当金繰入額で38万7,000円、4節法定福利費で85万6,000円、5節法定福利費引当金繰入額で7万5,000円、それぞれ減額となるものでございます。

4目業務及び総係費では、既決予定額2,202万円を120万3,000円の減額補正でございます。これにつきましても、4月の人事異動に伴い担当職員がかわったことによるものでございます。

1節給料において70万円、2節手当で25万4,000円、3節賞与引当金繰入額で9万5,000円、5節法定福利費で13万7,000円、6節法定福利費引当金繰入額で1万7,000円、それぞれ減額となるものでございます。

112ページをお開きください。

3項予備費、既決予定額200万円を36万5,000円減額し163万5,000円とするものでございます。これにつきましては、目内の配分変更によるものでございます。

補正後の1款水道事業費用の額に変わりはありません。

続きまして、113ページをごらんください。

平成30年度紀美野町上水道事業会計補正予算（第1号）予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

今回の補正に対する業務活動によるキャッシュ・フローを載せてございます。

原材料、商品またはサービスの購入による支出において、既決予定額4,595万3,000円を、予定支払額760万円の増により、計5,355万3,000円とするものでございます。

人件費の支出においては、既決予定額3,019万7,000円を、予定支払額666万1,000円の減により、計2,353万6,000円とするものでございます。

以上により業務活動によるキャッシュ・フローは、既決予定額2,245万5,000円を、予定支払額93万9,000円の増により、計2,151万6,000円とするも

のでございます。

なお、資金期末残高は２億３,０６７万５,０００円となります。

１１４ページから１１５ページには予定貸借対照表を載せてございます。後ほど御高覧賜りたいと思います。

以上、簡単ですが、平成３０年度紀美野町上水道事業会計補正予算（第１号）の説明とさせていただきます。御審議の上、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

（水道課長 山本訓永君 降壇）

○議長（美野勝男君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

散 会

○議長（美野勝男君） 本日はこれで散会します。

（午前１１時０７分）